

# クリアランスに関する審査会合

## 第5回

令和2年12月25日（金）

原子力規制委員会

## クリアランスに関する審査会合

### 第5回 議事録

#### 1. 日時

令和2年12月25日（金）13：30～14：09

#### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室BCD

#### 3. 出席者

##### 原子力規制庁

山形 浩史	緊急事態対策監			
長谷川 清光	原子力規制部	審査グループ	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）	
志間 正和	原子力規制部	審査グループ	核燃料施設審査部門付	
金岡 正	原子力規制部	審査グループ	核燃料施設審査部門	上席安全審査官
菅生 智	原子力規制部	審査グループ	核燃料施設審査部門	主任安全審査官
鈴木 一寿	原子力規制部	審査グループ	核燃料施設審査部門	安全審査専門職

##### 電気事業連合会

藤田 博文	原子力部	部長		
久野 悟	原子力部（廃止措置グループ）		グループ長	
石井 公也	原子力部	副部長		

##### 中部電力株式会社

林 英人	浜岡原子力発電所	廃止措置部	廃棄物管理課	課長
三村 隆士	浜岡原子力発電所	廃止措置部	廃棄物管理課	副長
川合 健太	浜岡原子力発電所	廃止措置部	廃棄物管理課	主任
高橋 純平	浜岡原子力発電所	廃止措置部	廃棄物管理課	担当
仲神 元順	本店	原子力部	廃止措置グループ	専任部長

#### 4. 議題

- (1) クリアランスの認可申請書の標準記載要領について
- (2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所4号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請について

#### 5. 配付資料

- 資料1 クリアランス認可申請書の標準記載要領（案）
- 資料2 クリアランス認可申請書の標準記載要領（案）に対する浜岡4号炉低圧車軸の記載概要

#### 6. 議事録

○山形緊急事態対策監 定刻になりましたので、第5回クリアランスに関する審査会を開始いたします。

本日の議題は、議題1、クリアランスの認可申請書の標準記載要領について。議題2、中部電力株式会社浜岡原子力発電所4号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請についてです。

また、本日は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、テレビ会議システムを用いた会合となっています。

本日の審査会合の注意事項について、事務局から説明をお願いします。

○志間核燃料施設審査部門付 規制庁の志間でございます。

本日、テレビ会議システムでの開催ということで数点注意をお話しさせていただきます。

まず、発言者は名前をしっかりと発言しまして、それから資料番号、通しページを明確にして説明を行ってください。また、これまでに音声、映像がうまく受信できないことが発生しておりますので、その場合には映像のみを一旦切るなどの工夫をして対応しながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

私から説明は以上です。

○山形緊急事態対策監 ありがとうございます。

それでは、議題1、クリアランスの認可申請書の標準記載要領についてです。これにつきましては本年6月26日に開催した第3回クリアランスに関する審査会合の中で、私から電事連内で作成を検討するように依頼をしていたものです。その検討状況を電気事業連合

会から説明していただくものです。まずは標準記載要領の作成の検討を依頼した趣旨につきまして、事務局から改めて説明させていただきます。

○志間核燃料施設審査部門付 規制庁の志間でございます。

それでは、まず初めに、標準記載要領の作成の検討を依頼した趣旨について説明させていただきます。

まず、今年度に入ってクリアランスの認可申請につきまして、島根、浜岡、大飯と3件の申請がなされております。こちらの申請につきましては、本年6月26日に開催されました第3回クリアランスに関する審査会合の中で記載事項の不足などにつきまして指摘をさせていただいているところでございます。この審査会合では、同様な記載の不足が複数の申請に見受けられました。このため、対策監の山形より、今後の発電所の廃止措置が進む中でクリアランス認可申請を効率的に進めていくことは大変重要な課題であると認識しており、申請のたびにこの記載の不足点を指摘するのは大変審査上は非効率であり、審査が進まないことから、電力各社が協力してクリアランス方法認可申請に関する標準記載要領のようなものをつくったほうが審査側も申請者側も互いに効率的に審査が進むものと考え、提案をさせていただいたものでございます。

以上です。

○山形緊急事態対策監 以上のような趣旨でお願いしたわけですが、今回は電気事業連合会から資料1について説明をお願いいたします。

○電気事業連合会（久野グループ長） 電事連の久野でございます。

私のほうから、今、電事連で検討を進めておりますクリアランス認可申請書の標準記載要領についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

まだ、案のついた段階ではございますが、内容的にはほぼ固まっておりますので、その内容を説明したいと思います。今回は、細かい記載内容というよりも要領書の作成の目的、位置づけとか、この中で申請書作成に当たっての留意事項というのをまとめておりますので、その概要について説明したいというふうに思います。

めくっていただいて、1ページ目になりますが、1ページ目の1.の本書の位置づけでございます。標準記載要領については先ほどご説明あったように、6月の審査会合で作成について検討してほしいというご意見をいただいたというものでございますが、電力としても先ほどご説明いただいたように、今後廃止措置が進むにつれて大量のクリアランス物が発生いたしますので、廃止措置を計画的に進めるということも含めて、クリアランスの認可

申請を円滑に進めていく必要があるというふうに考えております。要領書として標準的に記載する事項をまとめることによって、電力としても申請の準備と申請後の対応も円滑にいくものというふうに考えておりますので、これを目指して検討を進めてきたというものでございます。具体的に記載する内容ということでございますが、クリアランス認可申請というのはクリアランス物の測定方法について国の定めた審査基準に適合しているということの審査を受けるということになりますので、その審査基準として要求されるものが何かということを中心に、認可申請書に記載すべき事項とあと申請書を作成するにあたって留意すべき事項ということを中心としたものでございます。ただ、残念ながら認可実績が少ないということがありますので、今回は今申請している中部電力の浜岡4号のタービンロータのクリアランスというのを一つのモデルケースとして浜岡の審査状況と連携して検討を進めてきました。浜岡のタービンロータの例というのは、単一の機器であったり、汚染状況を考えますと、非常に基本的にシンプルなケースというふうに考えておりますので、まずはこれをベースに記載要領というのを作成して、今後、その他の申請事例をもとに記載を充実していきたいというふうに考えております。

次に、申請書作成にあたっての留意事項ということで全体概要4.にて、細かい各章ごとの記載を次の項にまとめておりますが、まず、全体的な基本的な考え方として、原子力発電所から発生するクリアランス物というのは、まず性状だとか使用履歴というのをしっかり管理されたものでございますので、まず対象物の選定の段階でクリアランスの基準値を満足すると推定されるものを選定しております。これを踏まえて認可申請書においてはその測定方法の記載だけではなくて、その対象物がどのように汚染したのかと。汚染の発生のメカニズムをまず明確にする。それを踏まえて評価対象核種だとか測定方法の選定を行うときの考え方を記載する必要があるというふうに考えております。汚染のレベル、汚染の程度というのは、その汚染の発生状況に応じておおよそ推定できるというふうに考えておりますので、汚染の発生メカニズムからその測定方法の設定までのロジックをしっかりと説明することと。説明ロジックをしっかりと構築するということが審査を受ける上でも重要だというふうに考えております。次のページからが具体的に各章に記載すべき事項と記載にあたって留意する事項というものをまとめたものでございますが、詳細の説明は割愛させていただいて、構成だけ説明させていただきますが、左から本文の記載事項、その隣に本文に関連する添付書類の記載事項、一番右に要求事項となる規則や審査基準の項目という形で整理しております。

以上が概要になりますが、先ほども説明しましたが、今後も認可申請の実績とか検討状況を踏まえて適宜更新していきたいと思っておりますけれども、まずはベースとなるものというものをつくったというものでございます。

説明は以上です。

○山形緊急事態対策監 ありがとうございます。

こちらから質問等はございますか。

○志間核燃料施設審査部門付 規制庁の志間でございます。

ご説明ありがとうございます。電事連のほうから、こちらの標準記載要領は審査の円滑化を図るために作成して、汚染の状況や、汚染メカニズムを、しっかり明確にして説明するようにと言った留意事項についても示していただきました。こちらの汚染状況をしっかりと明記していただくといった点については、審査側のほうにおいても、こちらは非常に重要なことだと考えておまして、これまでの審査では汚染の状況が明らかであることにつままして説明がなかったため、これを適切に理解せずに審査側でも審査をしていたという面があったと考えています。例えば、評価対象核種の選定にあたって、汚染メカニズムや汚染の状況がしっかりと把握できていれば、必然的に<sup>60</sup>Coが評価対象核種となるということが特定できるにもかかわらず、それを適切に把握することなく、<sup>60</sup>Coを導出するための放射化計算の設定の妥当性といった点についての細かな内容について説明を求めて審査が非効率になっていたといったところがあったと考えております。ただいま電事連のほうから説明があったように、今後の申請におきましては、評価対象物の汚染の状況から説明ロジックをしっかりと構築して、その上で審査基準の適合性を説明するようになるということになったと考えております。そうすることで、申請側の、電事連側と審査側、我々の審査側の間ではクリアランスの認可審査を効率的に進めるという観点で同じ方向に進むようになっているというように考えております。こちらが今ご説明いただいた点についてのコメントでございます。

あと1点質問がございまして、今後の申請に合わせて標準記載要領の記載を充実していくといった説明がございましたが、今回の記載要領のベースとしました浜岡の事例のほかには、現在、大飯と島根からも申請がなされて、現在、審査中でございます。これらの事例につままして今後どのように標準記載要領に取り込んで更新をかけていくかといったところについても、目星がついているというところがあるかと思っておりますので、その辺りについて説明をお願いできますでしょうか。

○電気事業連合会（久野グループ長） 電事連の久野でございます。

今、ご指摘いただいた関西電力さんと中国電力さんの審査についても、まず今つくったものは浜岡をベースにということですが、ここの中で読み取れるものも十分あるというふうに考えておりますが、まだ書き足りないところもあるやに考えておりますので、その2者のほうの審査の状況を踏まえて、ここの中で、今後の申請のためにこういった説明事項が必要になるよというようなことが明確になったところで、この標準要領書のほうに反映していきたいというふうに考えております。まずは、この今日御説明したところで一旦要領書としてのものを1回つくり上げて、そこから更新という形にしていきたいというふうに考えております。

○長谷川安全規制管理官 規制庁の長谷川です。

今回作成していただいたのは浜岡ベースにつくっているということで、特にこの1ページ目の4.に書かれているようなことが当然クリアランスをできるということが申請者側にその根拠があるわけですから、その根拠等をしっかり説明することによって、この審査がスムーズに繋がっていくし、その説明ロジックというのも適切に話をするを説明することができるのではないかと考えています。ですので、一定の評価はできるものかなというふうに思っていますけど、内容の細かいところにはやっぱり適宜修正がまだまだ必要なんだろうというふうに感じています。一方で、これから適宜見直しを行っていく中では電事連だけでできるものでは決してないので、あと、これをつくった趣旨ということ達成するためには、この標準記載要領が使えるものにしていかなければならないということにおいては、これから申請する電力、それから既に申請している三者も含めて、電事連がきちっと情報収集をして、この記載要領に沿うような形できちっと展開されていく必要があるかと思えます。そこまでできて初めて我々と関係が構築されて審査が効率的に進むのではないかと考えています。そういったところについてしっかり取組をしていただきたいと思いますというふうに思っています。

○電気事業連合会（久野グループ長） 電事連の久野でございます。

電力内の中でも、本件についての、クリアランスの標準要領書の内容について電力間でしっかり共有して取り組んでいきたいというふうに考えます。

○山形緊急事態対策監 ほかに何かありますか。

○志間核燃料施設審査部門付 提案なんですけれども、ほかにこちらの審査側のほうから質問がないようでしたら、先ほどの電事連からの説明がありましたとおり、今回提示のあ

った標準記載要領はシンプルな浜岡の事例をベースに作成されたということでございます。この標準記載要領に浜岡の事例を実際に当てはめてみた資料を資料2としてご用意いただいているようでございますので、こちらをご覧くださいと、評価対象物の汚染の状況からどのように説明ロジックを構築して審査基準適合性を説明しようとしているのか、具体的に見えるようになると思います。こちらにつきまして中部電力から説明をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○山形緊急事態対策監　すみません、それでは資料2について中部電力から説明はできませんでしょうか。

○中部電力（林課長）　中部電力の林でございます。

本年6月に申請させていただきました浜岡4号炉の低圧タービン車軸のクリアランス認可申請につきましては、精力的にご審査をいただいておりますことを大変感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

本日は、前回の審査会合でいただいたご指摘等を踏まえまして、クリアランス認可申請書の記載を標準的なものにしていくということを念頭に、測定及び評価に係るロジック、それから記載内容につきまして整理をいたしましたので、その概要について説明させていただきたいと思っております。

○中部電力（三村副長）　中部電力の三村です。

資料2のほうを投稿させていただきます。測定、評価手法に関する認可申請のロジックを再整理し、標準記載要領と横並びにした資料がこの資料2です。資料2の四連表の右の欄に記載している当社の内容について説明させていただきます。ちょっと資料の投稿ができるまでお待ちください。

今、資料を投稿しましたが、資料2のほう、ご覧になれるでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

○山形緊急事態対策監　ちゃんと映っています。

○金岡上席安全審査官　規制庁、金岡でございます。

資料、一応映っております。若干、文字が小さいので可能であれば適宜ズーム等で説明をお願いいたします。

○電気事業連合会（石井副部長）　すみません、ちょっと資料2の投稿がうまくいかないようですので、音声で説明させていただきたいと思っておりますが、今、私の声、聞こえていますでしょうか。



○金岡上席安全審査官 規制庁、金岡でございます。

一応、資料2も画面にグレイアウトされているところあるんですが、一応映っております。音声でやっていただいて構いません。こちらのほう、資料を手持ちで持っておりますので、それをお願いいたします。

規制庁、金岡ですが、中部電力、聞こえますでしょうか。

○山形緊急事態対策監 すみません、音声がうまく繋がっていないようなんですが、電事連のほうはこちらの声が聞こえていますでしょうか。

○電気事業連合会（石井副部長） 電事連の石井でございます。

よく聞こえております。

○山形緊急事態対策監 ありがとうございます。

そうしますと、我々のほうから中部電力のほうに声が流れていないようなんですけども。

浜岡聞こえますでしょうか。聞こえていたら、丸のサインか何か出してもらえますか。

○電気事業連合会（石井副部長） 電事連の石井でございます。

ちょっと今、中部、浜岡側でこちらの音声が聞こえていないということでございます。

○山形緊急事態対策監 すみません、ではちょっと調整をさせていただきます。

中部電力、浜岡、音声聞こえますでしょうか。

○中部電力（三村副長） 中部電力の三村です。

接続トラブルがあって申し訳ございませんでした。説明のほう、続けてよろしいでしょうか。

○山形緊急事態対策監 お願いします。

○中部電力（三村副長） それでは、資料2のほうをご覧ください。資料2の四連表の右端の欄に当社の内容を記載しておりますので、右の欄のほうを説明させていただきます。

1ページのうち1章から3章は事務的な内容のため割愛し、4章から説明いたします。

まず、1.の対象物の種類及び重量については、対象物は浜岡4号炉の低圧車軸の3軸であり、総重量は334トンです。材質は金属であり、除染済みの状態で保管しております。

次に、2.の発生の状況についてです。この低圧車軸は原子炉初起動から第13サイクル原子炉停止までの約5000日間使用してまいりました。

次のページをご覧ください。3.の汚染の状況についてです。こちらは先ほどの電事連の標準記載要領にありました重要なポイントであるという汚染のメカニズムについて説明し

ております。対象物の汚染の形態には、放射化汚染と二次的な汚染の2種類がございます。

まず、放射能汚染に関して、低圧車軸はタービン建屋で使用していたことから原子炉からの直接線やストリーミング線の影響はなく、放射化汚染をもたらす中性子線は主蒸気中の $^{17}\text{N}$ 線となります。浜岡の4号炉の代表サンプルを用いて放射能濃度を分析した結果、汚染は検出されませんでした。これは先行事例も同様であり、放射化汚染は無視できると判断しました。

次に、二次的な汚染に関してです。一次冷却設備から溶出した腐食生成物などが炉心中性子により放射化されることによって放射性物質が生成され、主蒸気に移行して低圧車軸に付着、減衰することによって生じます。対象物を使用していた期間、放射性物質による汚染に影響を及ぼすような事故、トラブル、燃料破損がなかったことから、FP核種の影響は僅かであり、支配的なCP核種の中では材料の組成から $^{60}\text{Co}$ が主要な核種と判断しました。運転中の原子炉水中で顕著に検出される核種が $^{60}\text{Co}$ であること、事前調査や先行事例からも明らかです。

次のページをご覧ください。3ページです。また、対象物における二次的な汚染の分布は、主蒸気が低圧車軸の中心から入り、下流側に向かって膨張しながら流れることから、主蒸気入口付近で高く、下流側に向けて低くなる傾向がございます。また、対象物は回転体であることから、周方向には均一な汚染の傾向であることを確認しました。汚染のメカニズムについては以上です。

次に、3ページの5章の評価対象核種の選択について説明いたします。対象物の汚染の形態は、4章で述べたとおり、主に二次的な汚染が主であり、放射化汚染は無視できることから二次的な汚染の中で放射性物質の放射能濃度を評価する上で重要となるものを選択しました。具体的には $^{60}\text{Co}$ が主要核種であり、その放射能濃度は事前調査に基づき求めた結果、D/Cで1/33以下であることを確認しました。

以上より、評価対象核種として、 $^{60}\text{Co}$ の1核種を選択しました。

次に、4ページの6章の評価単位について説明いたします。評価対象核種のD/Cが1以下であることを判断する評価単位は、軸方向に同一構造となる箇所を分割して設定しました。その際、重量50トン以下としています。また、測定により放射能濃度を求める測定単位は、汚染の均一性を考慮して周方向に分割して設定しました。

次に、5ページの7章の放射能濃度の決定を行う方法について説明いたします。評価対象核種の $^{60}\text{Co}$ を測定することによって放射能濃度を決定いたします。 $^{60}\text{Co}$ は、ガンマ線を放

出する核種であり、 $\gamma$ 線を測定すること及び対象物が複雑形状でないことから測定装置はGe半導体検出器またはNaIシンチレーションサーベイメータを用います。

次の6ページをご覧ください。また、対象物は回転体構造であり、周方向で基準を下回るレベルで均一な汚染傾向を示すことから、測定単位ごとに代表測定単位を測定し、その結果をもとに評価単位の放射能濃度を決定いたします。その際、測定及び評価における不確かさを考慮し、測定の結果、評価単位のD/Cが1以下であることを確認し、国の確認を受けることといたします。

7ページをご覧ください。評価する中で不確かさの要因としては評価対象核種の放射能量の測定及び重量の設定の不確かさを考慮してまいります。

次に、7ページの8章、測定装置の種類及び測定条件について説明いたします。放射能濃度の測定に使用する測定装置は、対象物の形状、材質、測定単位、汚染の状況に応じた適切なものを選択し、測定効率が適切に設定されている測定装置といたします。

また、8ページの測定条件としましては、検出限界値、測定時間及び点検・校正も考慮してまいります。

次に、9ページの対象物の保管方法について説明いたします。対象物に追加的な汚染が生じないように、保管エリアで保管する際には対象物を養生し、測定エリア及び確認待ちエリアはハウスを設定して汚染のおそれのない管理区域として管理いたします。

最後に、10ページの10章、品質マネジメントシステムについて説明いたします。放射能濃度の測定及び評価に係る品質保証の改正を、審査基準の要求事項を踏まえ保安規定などに定め、また継続的に改善していきます。

当社の審査内容について説明は以上です。

○山形緊急事態対策監 それでは、質疑に入りたいと思います。

どうぞ。

○金岡上席安全審査官 規制庁、金岡でございます。

今のご説明、一通り説明していただいたので大体は理解いたしました。我々のほうから何点か、4点ほど繰返しに少しなるかもしれませんが確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目ですが、今回の汚染ですが、汚染メカニズムや試料の分析結果、あと、炉水の分析等から放射化汚染は無視できるということ、それと二次的な汚染としては主要核種が $^{60}\text{Co}$ であるということと言えるというふうに認識しております。 $^{60}\text{Co}$ 以外の核種につき

ましては、先ほどおっしゃられましたように事前調査に基づいた放射能濃度によりまして、クリアランス基準との比率D/Cが1/33以下であるということから考慮することが必要ないというふうに言われていると認識しました。これらのことについて間違いはないでしょうか。

○中部電力（川合主任） 中部電力の川合です。

コメントあったとおり、放射化汚染につきましては事前調査の結果から放射化汚染は無視できる程度と判断しております。二次的汚染につきましては事前調査の結果や、先行事例等から<sup>60</sup>Coが主要な核種でございます、その放射能濃度を計算した結果、D/Cで1/33以下であることを確認しております。したがって、<sup>60</sup>Co以外の核種につきましてはその寄与はわずかと判断しまして、評価対象核種としましては<sup>60</sup>Coのみを選択しております。

以上です。

○金岡上席安全審査官 規制庁、金岡です。

承知いたしました。

2点目でございますけれども、対象物の汚染状況でございますが、主蒸気が低圧車軸の中心部から入って下流側に向かって膨張しながら流れるということから、軸方向は主蒸気の入り口付近が高く、下流側に向けて低くなる傾向を示すということをおっしゃられました。あと、対象物が回転体であるということから、周方向は均一となる傾向を示すと。この二つの状況から評価単位を軸方向に同一構造となる箇所を10トン以下で分割するという、それと測定単位については、汚染の均一性を考慮して周方向に分割して設定するということだというふうに認識いたしましたが、それで間違いはないでしょうか。

○中部電力（川合主任） 中部電力の川合です。

そのとおりでございます。軸方向につきましては主蒸気の流れのところが考慮しまして、軸方向で評価単位を区切っております。また、周方向につきましては回転体構造ということで、また事前の調査の結果から周方向は均一であるということで、そこで評価単位の中で測定単位を区切っております。

以上でございます。

○金岡上席安全審査官 規制庁、金岡です。

ありがとうございました。承知いたしました。

3点目でございますけれども、測定装置につきましては対象核種が<sup>60</sup>Coで、<sup>60</sup>Coはγ線を放出する核種であるということから、γ線を放出する核種であるということ。それと、対象

物が複雑な形状でなく、直接に表面汚染を測定できるということから、汎用のGe半導体検出器などを用いるということで認識をいたしました間違いないでしょうか。

○中部電力（川合主任） 中部電力の川合です。

そのとおりでございます。放射濃度の測定につきましては、汎用のGe検出器、NaI検出器を用います。また、表面汚染密度測定につきましても汎用のGM管、またプラスチックシンチレーションサーベイメータを用いて測定を行います。いずれにつきましても、検出器は全て汎用でございます。

以上です。

○金岡上席安全審査官 規制庁、金岡でございます。

承知いたしました。

ちょっとついでにGeとNaIの使い分けというのは、どのようになっているのでしょうか。

○中部電力（川合主任） 中部電力の川合です。

測定におきまして原則Ge半導体検出器のほうを用います。ただし、Ge検出器は近接できないような箇所がありますので、そういった近接できない箇所につきましてはNaIの検出器、こちらのほうが取り回しは良いので、こちらNaI検出器を用いると、そういう使い分けを行います。

以上です。

○金岡上席安全審査官 規制庁、金岡でございます。

承知いたしました。

4点目でございますけれども、評価単位における $^{60}\text{Co}$ の放射能濃度は、測定及び評価における放射能換算係数、それから $^{60}\text{Co}$ の計数率及び重量に不確かさがあるということを経験した上で決定するというふうに認識しております。あと、 $^{60}\text{Co}$ の放射能濃度に対するD/Cが1を超えないことを最終的に確認していくんだということですが、その際、汚染の状況程度を踏まえて一部の測定単位の放射能濃度をもとに代表して評価単位の放射能濃度とするということで認識をいたしました、それで間違いないでしょうか。

○中部電力（川合主任） 中部電力の川合です。

そのとおりでございます。

以上です。

○金岡上席安全審査官 規制庁、金岡でございます。

ありがとうございました。確認をさせていただきました。

私のほうからは以上です。

○山形緊急事態対策監 ほか。

○志間核燃料施設審査部門付 ただいまの金岡からの確認に関連しまして、私からも1点確認させていただきたいと思います。

ただいま金岡から確認させていただきましたいろいろな事項ございますけれども、それぞれにつきましてそのエビデンスは添付資料に今回は概要しか書いてないですけども、添付資料にしっかりと付ける予定であるということによろしいでしょうか。

○中部電力（仲神専任部長） 中部電力の仲神でございます。

そのとおりにいたします。本日の資料にも添付資料の記載事項が書いてございますが、本文並びに添付資料のいずれかにエビデンス資料をつけて、申請書として整えてお出ししたいと考えております。

以上です

○志間核燃料施設審査部門付 ありがとうございます。

○山形緊急事態対策監 ほかよろしいですか。

それでは、標準記載要領については、浜岡4号炉の申請事例をベースにまずは第1案を作成されたということで、電事連からも説明がありましたように、今後も適宜更新していくということですが、引き続き、電事連内で協力していただきながら進めていただきたいと思います。

そして、また変更などございましたら、その状況につきまして我々も適宜確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、浜岡4号についてですけども、こちらのほうは記載要領に沿って御説明していただきましたので、申請の内容は概ね確認できましたので、中部電力においては今後、補正に向けた準備を進めてください。

ほかにも双方、何かございますでしょうか。

ないですか。

それでは、以上をもちまして、第5回クリアランスに関する審査会合を閉会いたします。